

第2回小国町物価高騰対策お買物券参画事業所募集要項

(申込期限)

令和6年2月2日(金)までを1次締切とし、以後随時受付とする。

※最終期限：令和6年8月30日(金)まで

(申込方法)

「第2回小国町物価高騰対策お買物券参画事業所登録申請書」に必要事項を記入し小国町役場産業課に提出。

- ・申請書配布場所(小国町役場産業課窓口、小国町HPからダウンロード)
- ・提出方法(小国町役場産業課窓口へ持参、郵送での提出可)

(参画対象)

町内に本店又は支店を有する事業所等。尚、町当局の判断で参画できないこととする場合もある。尚、次の事業所は参画できない。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うもの
- ・ギャンブルに係るもの
- ・業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

(利用対象外商品等)

参加事業所で独自に利用対象としない商品を定める場合は、利用者が認識できるように参画事業所で明示する。

(事業所でのお買物券受取方法)

お買物券の現金交換は出来ない。又釣り銭は出さない。

お買物券受取後、裏面に社判等の受付印を押印する。

(お買物券換金方法)

換金については、毎月2回、振込での支払い日を設定する。月末締め翌月15日払い、15日締め月末払い(15日及び月末日が休日の場合は翌平日)。締切日までに小国町役場情報課まで別紙換金請求書を記入し、お買物券と併せて提出すること。

(その他)

お買物券の転売、複製は禁止する。

盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して発行者は責任を負わない。